

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年2月14日～2019年2月20日)

平成31年(2019年)2月22日

H E A D L I N E S

政治

欧州議会選挙での支持政党に関する世論調査
与党「法と正義」(PiS)が欧州議会選挙の主要候補者を発表
ジョブロ法相に対する解任動議の否決
イスラエル要人によるホロコースト関連発言によるポーランド・イスラエル関係への影響
シャトコフスキ国防次官, NATO国防相会合に出席
チャプトヴィチ外相, ミュンヘン安全保障会議に出席
ブワシュチャク国防相, ミュンヘン安全保障会議に参加
ポーランドのユダヤ教指導者, ポーランド・イスラエル関係について発言

治安等

在ポーランド中国大使館, ポーランドでのスパイ容疑に関する米国の批判に反論
ワルシャワにおけるタクシー運転手による抗議デモ計画
「中東の平和と安定の将来を促進するための閣僚会合」に伴う出入国管理強化の終了
国境警備隊, イラン人密入国者を拘束
元ポーランド政府職員が中国情報機関に漏えいしたとされる情報の内容
政府, Uberに対する新法を準備
新たな廃棄物不法投棄の手口

経済

政策金利のWIBOR(ワルシャワ銀行間貸出金利)への置き換えの可能性
ドゥダ大統領, 新たな年金制度「Mother 4 Plus」法案に署名
ポーランド移民の帰国促進に向けた新たな施策
中央銀行総裁, 利下げ余地を示唆
1月の消費者物価指数
1月の平均賃金
新たな公共調達法(PZP)の動向
空港利用者の増加
鉄道開発に係る投資動向
新空港(CPK)建設会社社長の辞任
電気料金上昇の抑止に向けた動き
ポーランドと日本との間のクリーンコールに関する協力文書の署名
ポーランドの電気自動車動向
発電・送配電能力の逼迫
新規の電力調達契約を躊躇する企業

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
欧州でのテロ等に対する注意喚起
「たびレジ」への登録のお願い
パスポートダウンロード申請書の御案内
平成31年度前期分教科書の配布に関する御案内
日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について
国際機関への就職に関心がある皆様へ
大使館広報文化センター開館時間
文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
問合せ先大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書, 在外投票, 旅券, 戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

政 治

内 政

欧州議会選挙での支持政党に関する世論調査【18日】

18日に発表された世論調査機関IBRiSによる本年5月の欧州議会選挙での支持政党に関する世論調査(7日・8日に実施)によると、与党「法と正義」(PiS)に投票するとの回答が36%で最も多かった。第2位は市民プラットフォーム(PO)または市民連立(KO)で28%、第3位は「春」で12%、第4位は民主左派連合(SLD)で6%は、第5位は農民党(PSL)とクキス'15で5%であった。

与党「法と正義」(PiS)が欧州議会選挙の主要候補者を発表【19日】

19日、与党「法と正義」(PiS)は、欧州議会選挙

の各選挙区における党リスト第1位及び第2位の候補者を発表した。候補者には、現職の欧州議員に加え、シドゥウォ副首相、ブルジンスキ内務・行政大臣、ヴァシチコフスキ前外相、ザレフスカ国民教育大臣、ビエラン上院副議長等が含まれており、シドゥウォ副首相は、このチームで最良の結果をつかみ、欧州議会で多くのポーランドにとって重要な問題に対処したいと述べた。

ジョブロ法相に対する解任動議の否決【20日】

20日、一連の司法制度改革等をめぐって野党の提出したジョブロ法務大臣兼検事総長に対する解任動議の投票が行われ、賛成177票、反対233票、棄権23票で否決された。

外交・安全保障

イスラエル要人によるホロコースト関連発言によるポーランド・イスラエル関係への影響【14日～】

14日、ネタニヤフ首相が、ワルシャワのポーランド系ユダヤ人歴史博物館におけるブリーフィングにおいて、ホロコーストではポーランド国民(the Poles)がナチス・ドイツと協力していたと述べた旨エルサレム・ポスト紙が報道した。同紙は後に訂正し、15日にはイスラエル首相府も、ネタニヤフ首相は、ポーランド国民ないしポーランド国家についてではなく、ポーランド人(個人)について述べた旨発表した。ポーランド側は、19日に予定されていたヴィシエグラード・グループ(V4)＋イスラエル首脳会合にはモラヴィエツキ首相の代わりにチャプトヴィチ外相が出席するとした。これを受け、カツ・イスラエル外相代行は、ポーランド人(Poles)はナチス・ドイツと協力し、シャミール・イスラエル元首相は、父親をポーランド人に殺害され、「ポーランド人は反ユダヤ主義の母乳を飲んでいる」と述べたと発言し、モラヴィエツキ首相は、V4諸国は、どのメンバー国に対する根拠のない人種差別的攻撃も認めないことで結束しているとの一体性を示すとして、同首脳会合をイスラエルでの選挙後に延期する(具体的時期未定)旨発表した。

シャトコフスキ国防次官、NATO国防相会合に出席【14日】

14日、シャトコフスキ国防次官は、NATO国防相会合に出席した。同会合では、ロシアによるINF条約違反に関する議論を始め、中国の影響力の拡大と安全保障に対する影響、軍の役割の拡大、NATO即応態勢、NATOによる海外任務及びウクライナへの支援について議論された。

チャプトヴィチ外相、ミュンヘン安全保障会議に出席【15日】

15日、チャプトヴィチ外相はミュンヘン安全保障会議に出席し、防衛協力に関するパネルディスカッションに、河野外務大臣、ソールベルグ・ノルウェー首相、ル・ドリアン仏外相、フリーランド加外相等と共に参加し、大西洋両岸間協力が現在、欧州にとって過去のいかなる時よりも重要であることに鑑み、NATOの軍事力強化の必要性であり、欧州諸国は自らの防衛予算の拡大を通じて防衛能力を強化すべきであると強調した。

ブワシュチャク国防相、ミュンヘン安全保障会議に参加【15日－16日】

15日－16日、ブワシュチャク国防相は、ミュンヘン安全保障会議に出席し、シャナハン米国国防長官代行と会談を行った。同会談では、ポーランド国内における米軍プレゼンス強化について議論されるとともに、米国議員団とも意見交換を行った。同議員団は、米国は現在、ポーランドにおける米軍兵士の増加に対する合法性について評価していると述べた。また、同国防相は、エストニア・カナダ及びフィンランドの国防相とも会談を行った。

ポーランドのユダヤ教指導者、ポーランド・イスラエル関係について発言【20日】

シュードリフ・チーフラビは、当地紙スーパー・エクスプレスの取材を受け、イスラエル政府関係者の発言をめぐって緊張しているポーランド・イスラエル関係について、カツ・イスラエル外相代行の発言は政治的問題ではないが事実には則しておらず、ポーランド人が反ユダヤ的とする主張は誤りで、攻撃的かつ

痛ましいものと述べた。また、同氏は、ユダヤ人は1,000年にわたってポーランド人と共生しており良い点も悪い点も共有している、親しい者の間で起こった

トラブルが大きな問題に発展してしまうことがあり、同問題を解決するには、両者が適度に距離を置き問題を沈静化することが必要との見解を示した。

治 安 等

在ポーランド中国大使館、ポーランドでのスパイ容疑に関する米国の批判に反論【13日】

13日、在ポーランド中国大使館は、米国政府関係者が中国による情報窃取の脅威に関して発言したことを受け、これに反論する声明をウェブサイト上に掲載した。同声明では、米国政府関係者がポーランドで中国の脅威をあおる発言をしており、明確な証拠がないにもかかわらず、米国は意図的に中国企業をおとしめ、閉め出そうとしているとした上で、中国は、ポーランドが中国企業に関して理性的な決断を行い、中国企業を公正に扱い、ビジネス環境の透明性を担保することを望むと主張されている。

ワルシャワにおけるタクシー運転手による抗議デモ計画【18日】

ジェチポスポリタ紙によれば、タクシー運転手は、政府によるUber等の個人車両配車サービスに対する法規制の不備を訴える大規模抗議デモをワルシャワで4月8日に開催することを計画している。デモには、クラクフ、ヴロツワフ等の地方都市のタクシー運転手も合流する予定で、ワルシャワ・タクシー運転手協会のイグリコフスキ代表は、ジェチポスポリタ紙に対し、実効力のある法規制を望んでいる旨述べた。

「中東の平和と安定の将来を促進するための閣僚会合」に伴う出入国管理強化の終了【18日】

16日、「中東の平和と安定の将来を促進するための閣僚会合」に合わせて一時的に再開されていたシェンゲン協定国との出入国管理が終了した。同期間中、38,300人を対象に出入国審査が実施され、外国人160人が公共の安全に対する脅威等の理由でポーランド入国を拒否された。また、会議期間中、国境警備隊は、警察、国家警護局(SOP)、公安庁(ABW)等の支援を受け、ポーランド全土でパトロール頻度を増加させるなどして会議の安全確保に努めた。

国境警備隊、イラン人密入国者を拘束【18日】

国境警備隊は、アテネからカトヴィツェに空路で密

入国を試みたイラン人を拘束した。同イラン人は入国検査の際にイタリアの身分証を提示したが、同身分証は盗難されたものであった。

元ポーランド政府職員が中国情報機関に漏えいしたとされる情報の内容【19日】

当地ラジオ局RMF24は、中国情報機関協力容疑者として拘束された公安庁(ABW)元職員のPiotrD(Piotr Durbajlo)が中国側に漏えいしたとされる情報の内容について報じた。RMF24が、非公式に入手した情報によれば、同容疑者は、ポーランドの科学者が進めていたITネットワーク防護計画に関する情報の一部を中国に漏えいしたとされる。同計画に関するすべての情報が流出したわけではないが、重要な情報が中国の手に渡ったとされる。

政府、Uberに対する新法を準備【19日】

ドゥボルチク首相府長官は、数週間中にUberに対する課税等を定めた新法が施行すると述べた。新法は、LimeなどUberの傘下企業にも適用される。ドゥボルチク長官は、Limeがワルシャワで展開しているスマートフォンアプリを使用した電動スクーターレンタル事業にも言及し、会期末をめぐって同スクーターに対する規制も定める予定であるが、ひとまずは課税法案の制定に集中すると述べた。Limeの設置した電動スクーターはワルシャワ市内で様々な問題を引き起こしており、歩道等に放置されたスクーターが交通の妨げとなり撤去される事例も相次いでいるとされる。

新たな廃棄物不法投棄の手口【20日】

警察は、シロンスキエ県ジョリィで、何者かによって大規模な廃棄物不法投棄が行われたと発表した。同不法投棄は、セミトレーラー内に廃棄物を詰め込み、トレーラーの荷台を個人所有地に置き去りにするというもので、ジョリィの事例では、14台の荷台に700,000リットルの有害な廃棄物が放棄されていた。同廃棄物は非常に劣悪な条件で保管されており、警察が毒性について調査を行っている。

経 済

経済政策

政策金利のWIBOR(ワルシャワ銀行間貸出金利)への置き換えの可能性【15日】

チェルヴィンスカ財務大臣は、融資関連の計算

時に用いる指標に関し、中央銀行の政策金利からWIBOR(ワルシャワ銀行間貸出金利)に置き換える可能性を分析するための特別専門家チームを立

ち上げた」と発表した。ノヴァク財務副大臣は、インタビューに応え、担保付き融資について指標金利を政策金利からWIBORに置き換えるという案は自身の提案であると述べ、金融商品市場については別の指標が用いられるであろうと付言した。2月初旬、グラピンスキ中央銀行総裁は、WIBORのEUベンチマーク規則(BMR)への適応速度に懸念を表明していた。

ドゥダ大統領、新たな年金制度「Mother 4 Plus」法案に署名【15日】

15日、ドゥダ大統領は、新たな年金制度「Mother 4 Plus」法案に署名した。同制度では、4人以上の子どもを出産・養育した母親に対する最低年金額が保障される。ラファルスカ家族・労働・社会政策大臣によると、同法案は3月1日に発効する。60歳以上の母親が対象となるが、65歳以上の父親で、母親が死亡した又は親権を放棄した等の理由により、4人以上の子どもを養育した場合も受給対象となる。家族・労働・社会政策省の統計

によると、85,000人以上が裨益予定。

ポーランド移民の帰国促進に向けた新たな施策【18日】

エミレヴィチ企業・技術大臣によれば、政府は海外で働くポーランド移民(特に2004年以降に移住した人々)に帰国を促すための新たな施策を準備している。同大臣は、英国及びスコットランドにおいて複数の会合を開催し、関心の所在を確認しており、30%の海外移住者が帰還することを期待していると述べた。また、同大臣は、財務省とも本件につき協議中であり、同施策では資金給付ではなく税優遇策を想定していると付言した。

中央銀行総裁、利下げ余地を示唆【20日】

グラピンスキ中央銀行総裁は、ポーランド商工会議所での会議において、更なる金利引き下げ余地があると示唆した。同総裁発言は長期国債利回りに影響を与え、10年債利回りは2.63%と過去2年半で最低となった。

マクロ経済動向・統計

1月の消費者物価指数【15日】

中央統計局(GUS)によれば、1月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比0.9%増となった(対前月比0.1%増)。企業・技術省によると、2月のCPIは対前年同月比1.2%増となる見通し。

1月の平均賃金【19日】

中央統計局(GUS)によれば、1月の平均賃金は4,931.80ズロチで、対前年同期比7.5%増、対前月比6.5%減となった。

ポーランド産業動向

新たな公共調達法(PZP)の動向【18日】

エミレヴィチ企業・技術大臣は、新たな公共調達法案(PZP)の策定作業が終了したと述べた。意見公募は23日までの予定であり、同法案では中小企業の入札参加を促進のために、事業実施時に発注側と受注側との調達に関する紛争解決が可能となる。

ヤワ・モドリ、ポズナン等の空港において利用者が100万人超となっている。

空港利用者の増加【19日】

民間航空局(ULC)の統計によれば、昨年のポーランドの空港利用者は4,580万人であり、前年比14.5%増となった。最も利用者が多いのはワルシャワ・ショパン空港(1,776万人)で、前年比で12.7%増、クラクフ・バリツェ空港(677万人)、グダンスク・レフ・ワレサ空港(498万人)がこれに続く。ほかにも、カトヴィチツェ、ヴロツワフ、ワルシ

鉄道開発に係る投資動向【19日】

ポーランド政府は2023年までに国家鉄道計画に32億ズロチ(7.4億ユーロ)を投資することを決定した。港湾都市の鉄道敷設やポーランド西部のポズナンからポーランド北西部のシュチェチンをつなぐ鉄道の敷設等に充てられる予定である。

新空港(CPK)建設会社社長の辞任【21日】

20日、CPK建設会社のバルトシアク社長が辞任した。同社長は就任4か月での辞任であるが、個人的な理由による辞任であり、今後もCPK建設を支援していくとされる。後任に関しては公募で選定される予定となっている。

エネルギー・環境

電気料金上昇の抑止に向けた動き【15日】

15日及び20日にポーランド政府は電気料金上

昇の抑止のための法案について欧州委員会に説明予定であり、来週下院の審議入りが見込まれている。電気の物品税について昨年末の水準にするという検討がある。同税は、現行法では、エネルギー規制局(URE)が規定するものとされている。

ポーランドと日本との間のクリーンコールに関する協力文書の署名【15～17日】

15日、エネルギー省及び日本の経済産業省資源エネルギー庁は、クリーンコール技術に関する協力文書に署名した。ドンブロフスキ副大臣は、石炭ガス化発電を含めたクリーンコール技術の開発・普及に期待を述べ、今後、エネルギー安全保障・環境面で重要な役割を果たすと述べた。また、川田大使は、同協力は気候変動対策に資し、協力の意義・重要性は増していると述べた。

ポーランドの電気自動車動向【18日】

ポーランドの国営電力会社は、電気自動車生産工場の建設を計画しており、同経費は45億ズロチ程度と見積もられている。電気自動車の購入促進に向けて、エネルギー省は規則案を提示しており、低排出輸送基金を活用し、電気自動車については

最大3.6万ズロチ、圧縮天然ガス(CNG)車、水素燃料車に関しては最大7.5万ズロチ購入価格を助成することを検討している。

発電・送配電能力の逼迫【18日】

ジェニック・ガゼータ・プラヴナ紙によると、国営電力企業 ENEA のコジェニツエ火力発電所における送配電能力が逼迫している。同火力発電所1号機(1,075MW)の運転時には、2つの発電機(500MW級)を停止する可能性があるとされる。エネルギー専門家は、同発電所の送電能力が逼迫しており、上手く稼働できていないとした。

新規の電力調達契約を躊躇する企業【20日】

エネルギー規制庁(URE)は、多くの企業が電力調達契約の期限切れを迎えるものの、電気料金補填制度に係る詳細及び法改正が公表されていないため、新規のエネルギー調達契約を躊躇していると発表した。調達契約が切れた企業は、高価なスポット価格で調達することとなる。同庁長は、前例なき事態として消費者保護・競争庁(UOKiK)とエネルギー省に対して需要者保護を求めた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年2月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとも

に、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

パスポートダウンロード申請書の御案内

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

平成31年度前期分教科書の配布に関する御案内

在ポーランド日本国大使館では、2月25日から、ポーランド在住で平成30年9月末日までに大使館に「在留届」を提出している邦人子女を対象に、日本の小、中学生用の教科書(平成31年度前期分)を配布します。

御希望の方は『教科書申込書』を入手の上、該当事項を記入して、下記の申込先に送付してください。ワルシャワ日本人学校の児童、生徒(入学予定者を含む)については、同校を通じて配布いたしますので、申し込みの必要はありません。なお、教科書自体は無償ですが、郵送による受取りを希望される方については、大使館(ワルシャワ市)から「着払い」にて送付するため送料が発生します。あらかじめ御了承ください。

教科書申込書のリンク:<http://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/kyoukasho31.1semester.pdf>

申込先:cons@wr.mofa.go.jp(Eメールの場合)

22-696-5006(FAXの場合)

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa(郵送の場合)

日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html)を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

国際機関への就職に関心がある皆様へ

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本ポーランド国交樹立100周年屋外パネル展【1月15日(火)～2月28日(木)】

ワジェンキ公園において、日本ポーランド国交樹立100周年屋外パネル展が開催中です。日本とポーランドの二国間の歴史や両国の交流に関するパネルが展示されています。入場料は無料です。

開催場所: ワルシャワ、ワジェンキ公園屋外ギャラリー(シヨパン像の入り口のフェンス), Al. Ujazdowskie

詳細: <https://www.lazienki-krolewskie.pl/>

【開催中】日本ポーランド国交樹立100周年屋内パネル展【1月15日(火)～2月28日(木)】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、日本・ポーランド交流展が開催中です。日本ポーランド関係のエピソードを紹介したパネルが展示されています。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

【開催中】展覧会「和紙の不思議。紙の秘密」【2月9日(土)～3月31日(日)】

クラクフ市の日本美術技術博物館 Manggha にて、和紙展が開催中です。

開催場所: マウオポルスカ県、クラクフ市、日本美術技術博物館, ul. M. Konopnickiej 26

詳細: <http://manggha.pl/wystawa/washi-no-fushigi-tajemnica-papieru>

【予定】東北の神楽【2月23日(土)及び26日(火)】

ワルシャワ及びグダンスクにおいて、国際交流基金主催による東北の神楽の公演が予定されています。入場は10～30ズロチ(会場及び座席により異なる)です。

開催場所:

2月23日(土) 19:00 ポルススキ劇場, Karasia 通り 2 番, ワルシャワ

詳細: <https://www.teatrpolski.waw.pl/>

2月26日(火) 18:00 シェクスピロフスキ劇場, Bogusławskiego 通り 1 番, グダンスク

詳細: <https://teatrszekspirowski.pl/>

【予定】展覧会「美しい東北の手仕事」【3月2日(土)～24日(日)】

ワジェンキ公園において、展覧会「美しい東北の手仕事」が開催されます。入場は2, 5(割引)～5ズロチで、木曜日は入場無料です。

開催場所: ワルシャワ、ワジェンキ公園, Podchorążówka

詳細: <https://www.lazienki-krolewskie.pl/pl/wydarzenia/thoku-japonskie-rzemioslo-artystyczne> 開催場所: ワルシャワ、ワルシャワ美術大学ホール, ul. Wybrzeże Kościuszkowskie 37/39

詳細: <https://asp.waw.pl/2019/02/25/wyklad-prof-yuichi-ito-polaczony-z-pokazem-filmow-animowanych/>

【予定】映画上映会：「いま忍者 初見良昭84歳」【3月4日(月) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、NHKワールドのドキュメンタリー「いま忍者 初見良昭84歳」が上映されます(日本語、英語字幕)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)